

清水港港湾計画書

— 一部変更 —

平成24年3月

清水港港湾管理者

静岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成16年5月 第27回静岡県地方港湾審議会
- ・平成16年7月 交通政策審議会第11回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年3月 第28回静岡県地方港湾審議会
- ・平成19年2月 第29回静岡県地方港湾審議会
- ・平成20年3月 第30回静岡県地方港湾審議会
- ・平成21年3月 第31回静岡県地方港湾審議会

の議を経た清水港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 木材取扱施設計画	2
3 水域施設計画	3

変更理由

穀物の輸送船舶の大型化に対応するため、富士見地区において公共埠頭計画及び水域施設計画を変更する。

港湾の施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 富士見地区

穀物等の外貿貨物を取り扱うため、以下の施設について計画を変更する。

水深 1.4 m 岸壁 1 バース 延長 290 m

[既設の変更計画] F 5

水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 190 m (既設)

[既設の変更計画] F 4

(既設
水深 1.2 m 岸壁 2 バース 延長 480 m)

2 木材取扱施設計画

2-1 折戸地区

輸入木材の水面保管の利用低下等、現状の利用状況を鑑み、以下の施設を撤去する。

(既設
水深 1.1 m 係船浮標 1 バース 2 基
水深 9 m 係船浮標 1 バース 1 基)

3 水域施設計画

係留施設の計画に対応するため、航路、航路・泊地及び泊地を次のとおり計画する。

3-1 航路

内港地区 航路 水深14m 幅員200m [既設の変更計画]

（既設
内港地区 航路 水深12m 幅員200m）

3-2 航路・泊地

富士見地区 水深14m 面積21ha [既設の変更計画]

なお、これに伴い、富士見地区及び折戸地区の泊地を一部廃止する。

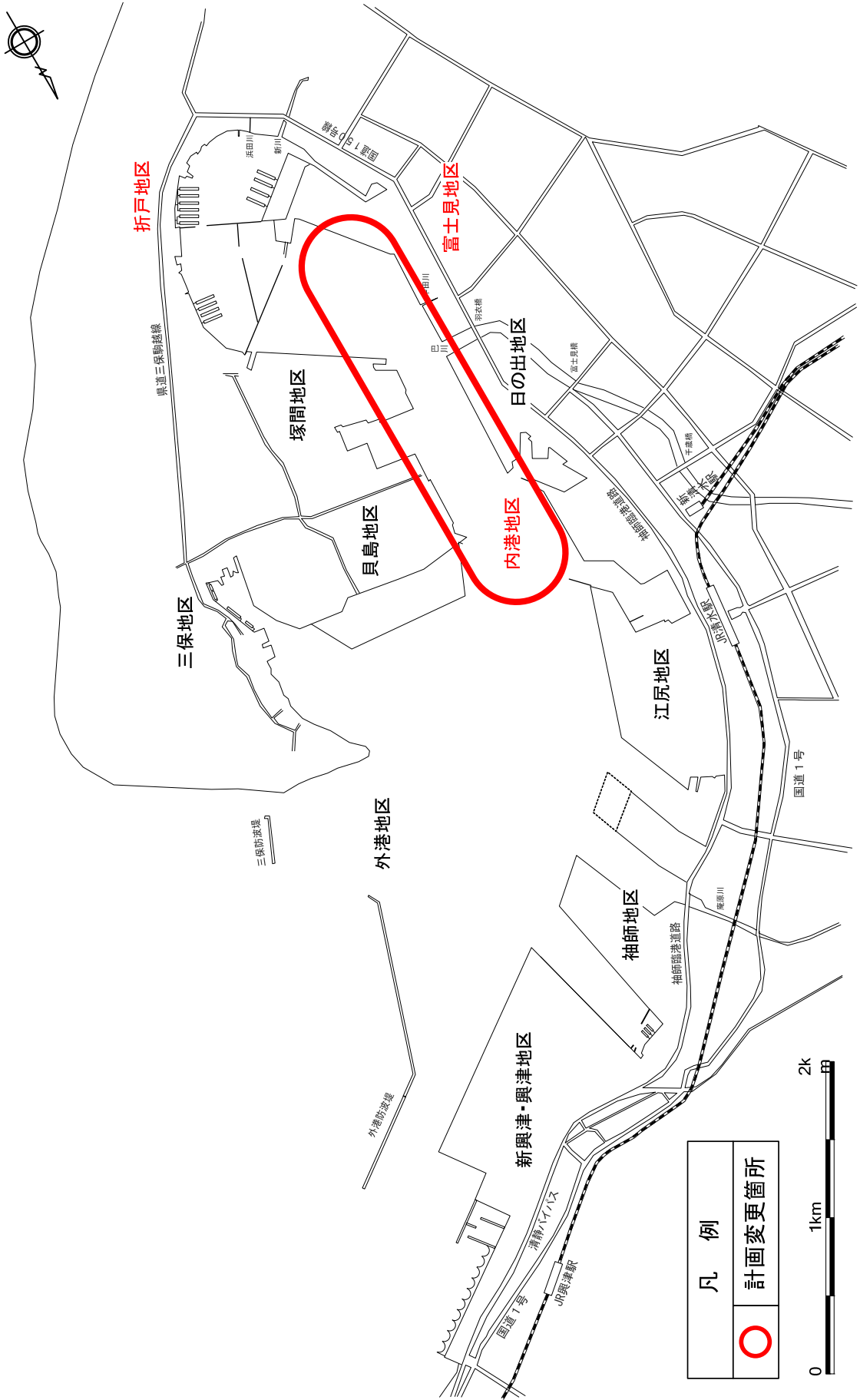
（既設
富士見地区 泊地 水深12m
折戸地区 泊地 水深11m）

3-3 泊地

富士見地区 水深14m 面積2ha [既設の変更計画]

（既設
富士見地区 泊地 水深12m）

清水港港湾計画位置図



凡例	
	計画変更箇所

